

PSH2（警察犬足跡追及第2作業）

科目、配点〔120点満点〕

A 服従作業（50点）

科目1	紐無脚側行進（声符のみ）	（10点）
科目2	常歩行進中の停座から遠隔指導による伏臥及び招呼	（10点）
科目3	ダンベル持来（650g以上）	（10点）
科目4	休止	（10点）
科目5	立止時の銃声テスト及び対人態度	（10点）

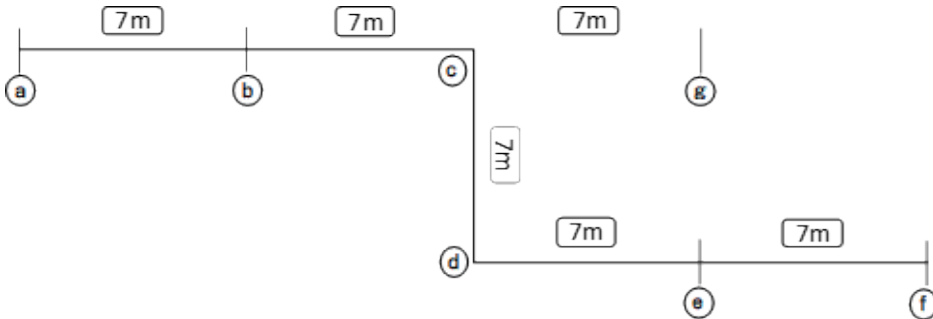
B 第三者印跡による全長250歩の足跡追及作業（70点）

1	出発点での犬の臭気採取態度	（5点）
2	出発点から第1遺留物品までの追及態度	（10点）
3	第1遺留物品の発見態度	（5点）
4	第1遺留物品から第2遺留物品までの追及態度	（15点）
5	第2遺留物品の発見態度	（5点）
6	第2遺留物品から最終遺留物品までの追及態度	（20点）
7	最終遺留物品の発見態度	（10点）

実施要領

A 服従作業

コース図



科目1 紐無脚側行進（声符のみ）

声符 「アトへ」×9（出発、コーナー×4、回転×2、反転、終点）、「スワレ」

①点で紐無し（紐は指導手の肩に掛ける。）で脚側停座させ、審査員の指示により常歩で進み、②点で左回転し（指導手は直径50cm以下で回転する。）、引き続き常歩で③点で右折した地点から緩歩で④点に進み左折した地点から常歩で⑤点で右回転し（指導手は直径50cm以下で回転する。）、引き続き常歩で⑥点まで進み反転し、止まることなく速歩で⑦点で右折、⑧点で左折し、①点に戻り反転した地点で脚側停座させる。

科目2 常歩行進中の停座から遠隔の伏臥及び招呼

声視符 直接脚側停座の場合「アトへ」、「スワレ」、「フセ」、「コイ」、「アトへ」、「スワレ」

対面停座の場合 「アトへ」、「スワレ」、「フセ」、「コイ」、「スワレ」、「アトへ」、「スワレ」

①点で脚側停座させ、審査員の指示により常歩脚側行進で進み、②点で指導手は歩度を変えることなく犬に停座を命じ、振り返ることなく③点まで進み犬と対面する。審査員の指示により遠隔指導で犬を伏臥させ、審査員の指示により犬を招呼する。犬は直接脚側停座するか、対面停座をしてから審査員の指示により脚側停座させる。審査員の指示により①点に戻る。

科目3 ダンベル持来（650g以上）

声視符 直接脚側停座の場合「マテ」、「モッテコイ」、「コイ」、「アトへ」、「スワレ」、「ダセ」

対面停座の場合 「マテ」、「モッテコイ」、「コイ」、「スワレ」、「ダセ」、「アトへ」、「スワレ」

指導手はダンベルを持ち①点で脚側停座させる。指導手は本科目終了までその場から移動してはならない。審査員の指示により犬に待てを命じ、ダンベルを7m以上投げる。ダンベルを投げるとき指導手は1歩踏み出してもよいが、速やかに元の姿勢に戻さなければならない。10秒後、審査員の指示により持来させる。犬がダンベルを咥えたら犬を招呼し、直接脚側停座するか、対面停座をさせ審査員の指示によりダンベルを受け取る。対面停座をした場合は、審査員の指示により脚側停座させる。

科目4 休止（5分）

声視符 「フセ」、「マテ」、「スワレ」

所定の地点で紐無し（紐は指導手の肩に掛ける。）で脚側停座させ、審査員の指示により犬に休止を命じ、審査員の指示により犬に待てを命じ、指導手は常歩で振り返ることなく指定された物陰へ隠れる。5分後、審査員の指示により指導手は常歩で犬の左側から後方を回り犬のもとへ戻り、審査員の指示により脚側停座させる。

科目5 立止時の銃声テスト及び対人態度

所定の地点で紐付きで立止を命じ、指導手は犬の体に触れることなく側に立つ、約10m離れた地点でピストル（陸上競技のスタート用）を発砲し、音響に対する態度を見る。1回で判定困難な場合は再度発砲する。対人態度等は、審査員が立止している犬の近くに寄り、指導手と話をするなどしながら犬の態度を観察する。

B 足跡追及作業

- コースは指導手以外の第三者の足跡で全長250歩で5屈折の6直線とし、その内2屈折は鋭角とする（地形によっては、審査員の指示によりコース各辺の長短を変更することができる。）。
- 遺留足跡を印跡した後、5分後に足跡追及作業を開始する。
- 遺留物品は3個（途中に2個、最終地点に1個）とする。使用する遺留物品は、布、皮、木片、合成樹脂及び紙製品とし、大きさは手帳大までとする（ダンベル、ボール、その他色、大きさ、形状の目立つものは不可とする。）。
- 所要時間は、犬が出発してから最終物品を発見（ポイント）するまで5分以内とする。
- 印跡は、第三者が出発点において約50cmの円形を十分に踏んだ後、その中央に第三者の臭気を直付けした布片（ハンカチ半分大）を置き出発し、通常の歩幅と速度で行う。第1屈折から約15歩進んだ地点で第1遺留物品を歩きながら印跡線上に落として置き、第2遺留物品は第3屈折から約25歩進んだ地点の印跡線上に落として置き、最終遺留物品はコースの最終地点に置く。
- 印跡時に出発点、直線部、屈折、終点に識別用の印（ピン）を使用してもよい。
- 紐（長さ10m）の使用は任意とするが、保持することはできない。
- 声視符の使用は、出発時、途中での遺留物品の発見時、再出発時及び最終遺留物品の発見時だけとする。
- 遺留物品を発見した場合の動作は立止、停座、伏臥いずれかの姿勢のポイントとし、啞えてはいけない。遺留物品全てで同じ姿勢でなくてもよい。
- 出発点で脚側停座させ（首輪に手を掛けてもよい。）、審査員の指示により、指導手は「捜せ」等の命令を掛け、犬に進行方向を指示することなく足跡を追及させる。指導手は紐を持たずに10m後を追従してもよい。
- 犬が第1遺留物品を発見しポイント姿勢を示したら、審査員の指示により、速やかに犬のもとに行き（このとき犬に待てを命じてもよい。）、遺留物品を取得し、審査員に提示をする。
- 再び第1遺留物品のあった地点から指導手は「捜せ」等の命令をかけ、犬に進行方向を指示することなく足跡を追及させる。指導手は紐を持たずに10m後を追従してもよい。
- 犬が第2遺留物品を発見しポイント姿勢を示したら、審査員の指示により、速やかに犬のもとに行き（このとき犬に待てを命じてもよい。）、遺留物品を取得し、審査員に提示をする。
- 再び第2遺留物品のあった地点から指導手は「捜せ」等の命令をかけ、犬に進行方向を指示することなく足跡を追及させる。指導手は犬が最終遺留物品の発見をするまでその場に留まる。
- 犬が最終遺留物品を発見しポイント姿勢を示したら、審査員の指示により、速やかに犬のもとに行き（このとき犬に待てを命じてもよい。）、遺留物品を審査員に提示をする。
- 審査員に計3個の遺留物品を提出して終了とする。
- コースの全長250歩で5屈折の6直線とし、その内、2屈折は鋭角とする（地形によっては審査員の指示によりコース各辺の長短を変更することができる。）。
- 遺留足跡を印跡（指導手以外の第三者が印跡する。）した後、5分後に足跡追及作業を開始する。
- 遺留物品は3個（途中に2個、最終地点に1個）とし、所要時間は5分以内とする。
- 紐の使用は任意とするが、保持することはできない。
- 紐付き、紐なしに関係なく第1遺留物品及び第2遺留物品の発見までは、PSH1の「足跡追及作業」と同じに約10m後を追従できるが、第2遺留物品の発見以後は、指導手は第2遺留物品の遺留場所に止まる。
- 遺留足跡の印跡方法等はPSH1の「足跡追及作業」に準ずるが、第1遺留物品は第1屈折から約15歩進んだ地点の印跡線上に落として置き、第2遺留物品は第3屈折から約25歩進んだ地点の印跡線上に落として置き、第3遺留物品（最終遺留物品）はコースの最終地点に置く。
- 遺留物品を発見したときの動作は、口では啞えないこと。
- その他についてはPSH1の「足跡追及作業」に準ずる。